第２２期第１５回北海道連合海区漁業調整委員会議事録

１　開催日時　　令和６年８月２１日（水）１５時００分

２　開催場所　　札幌市中央区北３条西７丁目
　　第２水産ビル　４階　４Ｓ会議室

３　出席委員　　会　長　　工 藤　幸 博
　　副会長　　濱 野　勝 男
　　委　員　　阿 部　国 雄　　岩 田　廣 美　　大 澤　晃 弘
　　福 原　正 純　　横 内　武 久　　須 永　忠 幸
　　今　　隆　　高 松 美津枝　　三 宅　博 哉
　　原 口　聖 二　　瀧 波　憲 二

４　欠席委員　　川 崎　一 好　　藤 森　康 澄

５　議事録署名委員　　阿 部　国 雄　　高 松 美津枝

６　議　　長　　会　長　　工 藤　幸 博

７　事 務 局　　事務局長　池 田　聖 治
　　主任　　斉 藤　　聡　　主任　　西 田　策 紀

８　臨 席 者
　水産林務部　　水産局長　　近藤　将基
　　森林海洋環境局森林海洋環境課　　課長　佐野弥栄子
　　同　　主幹　石本　竜太
　　同　　主査　清水　良典
　（国研）水産研究・教育機構水産資源研究所広域性資源部　副部長　服 部　　薫

9　傍　聴　者

石狩後志海区漁業調整委員会	事務局長	林　　恒之
檜山海区漁業調整委員会	事務局長	日光　隆満
胆振海区漁業調整委員会	事務局長	濱谷　　仁
日高海区漁業調整委員会	事務局長	佐々木真琴
釧路十勝海区漁業調整委員会	事務局長	佐々木義信
〃	主任	山方　達也
根室海区漁業調整委員会	事務局長	古山　耕司
網走海区漁業調整委員会	事務局長	柴田　　睦
宗谷海区漁業調整委員会	事務局長	木村　佳人
留萌海区漁業調整委員会	事務局長	三上　征己

10　議題

議案第１号　北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示（案）について

11　協議事項

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について

12　議事の顛末

事務局長

ただ今から、第 22 期第 15 回北海道連合海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたり、工藤会長からご挨拶を申し上げます。

工藤会長

委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には大変お忙しい中、委員会にご出席をいただきありがとうございます。また、本日は、公務ご多忙の中、水産研究・教育機構水産資源研究所、北海道水産林務部の方々にもご臨席を賜り、心から感謝申し上げるところでございます。さて、今年の夏も最高気温が 40 度を超えるなど、本州や九州などでは昨年に引き続き厳しい暑さとなっておりますが、道内では、お盆を過ぎてから、特に朝晩はめっきり涼しさを感じる今日この頃であります。本道周辺の海では、黒潮続流から切り離なされた暖水渦が、えりも岬南東沖に長く観測されて

おり、この影響により北海道南東方と本州東方の海水温が高い状況にあるなど、今後の秋さけを初めとした漁への影響などが心配しているところであります。

さて、本日の議案でありますが、毎年、当委員会で発動しております「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示」に関する審議のほか、「令和７年度の全漁調連中央要請に向けた当連合海区の提案事項」などに関しまして協議していただきますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますよう申し上げまして、開催の挨拶とさせて頂きます。本日は、どうぞよろしくお願いします。

事務局長

次に、本日、ご臨席いただいております北海道水産林務部近藤水産局長から、ご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

近藤水産局長

ただ今ご紹介いただきました、北海道水産林務部水産局長の近藤でございます。北海道連合海区漁業調整委員会の開催にあたり一言挨拶申し上げます。工藤会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、日頃から道行政、とりわけ水産行政の推進に当たり、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。本日の審議案件にも関連いたしますが、とどによる漁業被害の状況につきましては、近年、減少傾向にあると言いながらも、依然として全道で７億円を超える被害の発生が続いてございます。この対策として取り組んでいるとどの採捕につきましては、水産庁が定めたトド管理基本方等に基づきまして、実施しているところでございますが、この度、この基本方針の見直しが行われ、これまで対象とされていなかった道東の採捕が管理の対象として位置づけられるとともに、年間の採捕可能頭数についても増枠となったところでございます。漁業被害を軽減させるためには、採捕による適切なとどの個体数管理が最も効果的であると考えてございます。新たな管理基本方針のもと、漁業者団体の皆様や市町村の方々と連携して、とどの採捕を着実に実施していくことが重要であると考えてございます。

本日は、「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示について」をご審議いただくこととなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、これから秋の盛漁期を迎えるにあたり、安全な創業のもと海難事故なく、浜が活気づくことをご祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局長

近藤水産局長、ありがとうございました。

続きまして、本日、ご臨席をいただいております関係機関の皆様をご紹介いたします。

（臨席者紹介）

以上で臨席者のご紹介を終わります。

それでは、この後の議事進行は、工藤会長にお願いします。会長、よろしくお願いします。

工藤会長

それでは初めに出席人員の報告をいたします。本日は川崎副会長、藤森委員が所用のため欠席しており、結果、委員定数15名中、13名の出席をいただいておりますので、委員会は成立といたします。次に、議事録署名委員ですが、委員会規程第６条により、私から指名させていただきます。阿部委員と髙松委員にお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。議案第１号「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示（案）について」を上程いたします。初めに、被害状況や防止対策をはじめ、採捕数量の情報管理などを担当しています水産林務部から、現在の状況や、新たに策定されたトドの管理方針などの説明をお願いし、その次に水産資源研究所から最近のとどに関する調査研究の状況などの説明をしていただき、最後に事務局より、今年の「委員会指示（案）」の内容について説明をいたしますので、全ての説明が終わってから、各委員からのご質問、ご意見等を頂戴いたしますので、よろしくお願いします。それでは、最初に水産林務部から説明をお願いします。

石本主幹

森林海洋環境課の石本でございます。私の方からとどによる漁業被害の状況やとどの採捕状況並びに委員会指示に係る要請などについて資料に基づきましてご説明いたします。順番は前後いたしますが、まず右肩にあります資料の２－１カラー刷りの資料をご覧いただきたいと思います。これがとどの被害状況なのですけど、上段の表は振興局ごとのとどによる漁業被害額の推移をまとめたものになります。なお、令和５年度の被害額というものは現在精査している段階でございますので、あくまで暫定値であり正式には来月を目途に公表する予定でありますことを申し添えます。では、上の表の一番下、

全道の合計の被害額についてですが、平成 25 年度には約 20 億円近くの被害額がありましたが、直近 2023 年度、令和５年度は本道全体で約７億３千万円となっており、ここ数年は７億から８億円の被害が続いている状況でございます。上の方の振興局別に見ますと、宗谷、留萌、石狩、後志で昨年を上回った一方、その他の地域では昨年を下回るような被害状況となっております。次に下のグラフなのですけども、漁業被害の内訳ととどの捕獲数についてまとめたものになります。棒グラフで青色の部分が漁具の被害など、直接的な被害額で黄色の部分が漁獲物の食害だったり、休漁を余儀なくされたことによるいわゆる間接的な被害額を示しています。一番右の 2023 年度、令和 5 年度については青色の直接被害が約１億７千万円、黄色の間接被害が約５億６千万円と、いずれも昨年度に比べて若干減少しております。また、赤色の折れ線グラフなのですけども、とどの採捕数を示しています。なお、採捕数については、下の米印にありますとおり、各年度の月の分け方の考え方がちょっと変わっておりまして、平成 26 年度以降は９月から翌年６月までのそれぞれの年度としていることにご留意いただければと思います。令和５年９月から令和６年６月までの令和５年度の採捕頭数ですけども、折れ線グラフの一番右、少し大きな赤い文字で示していますけども、前年より 11 頭増加した 451 頭となっております。

続いて裏面をご覧いただければと思います。これが月別の採捕状況となります。まず、左側に記載しています採捕枠という欄ですけども、前年度の繰り越し分である 75 頭を合わせて２年連続で採捕枠は 591 頭となっておりましたが、先ほどご説明したとおり、実際に採捕した頭数は前年より 11 頭多い 451 頭ということになっております。月別の採捕数としては１月が最も多く、次に２月と続いており、12 月から３月に採捕のピークが来ているような状況となっております。

次に資料２－２をご覧ください。これが、水産庁が策定しているトド管理基本方針となります。右側上の方に一部改正ということで、今年、令和６年７月 23 日に改正したと記載がありますが、１ページから６ページ目までが、このいわゆる新たなトドの管理基本方針となります。これまでの基本方針では日本海に来遊してくるとどの個体数を減少させることを目的としていましたが、この 10 年間、とどの来遊頭数に大きな変化が見られていなかったことや、また、道東側、根室側あたりの採捕がこの方針の対象となっていなかったことなどを水産庁としては課題に挙げておりまして、今回改定された新たな基本方針では、日本海側だけではなくてとどが来遊する全道域を対象とするとともに、採捕数については、オホーツク海と千島列島で繁殖する個体群に着目して、それぞれの個体群が継続的に存在できる範囲内で採捕頭数を設定するということとしており

ます。全ての項目については説明を省略させていただきたいと思いますが、１ページ目の１、「背景及び目的」の５段落目、この結果から始まる段落では、依然として被害が続いていることや道東海域の来遊群については、知見等の不足から管理の枠組みに含められていなかったということに触れて、次の２の「定義」で（１）の対称水域として、北海道及び青森県の沿岸または沖合海域として、新たに道東海域として根室側が含まれるということになっております。また、２ページ目の３「基本的な考え方」では、（１）の一定の規模の採捕を行うことにより、来遊域における漁業に対する直接的、間接的な被害の軽減を図るとしているほか、４の「管理の目標」の２行目になりますけども、新たな基本方針の管理期間として策定から 10 年間として、５年後に採捕数などの再検討を行うということになっておりますが、これは改正前と変更はございません。次に下段の５「計画採捕数の設定」ですが、３ページにかけて計画採捕数などが示されております。計画採捕数については、後ほど説明させていただくとして、先に採捕枠の繰り越しについてなのですけども、３ページの上段の（４）にありますとおり、採捕枠の未消化分が発生した場合には、日本海側で 77 頭、道東側で 5 頭を限度に翌年への繰越が可能となっております。なお、これまでは繰越の限度として 75 頭とされてきましたので、繰越の枠も増加したということになります。ただ、新たな基本方針は今年度から始まるものですので、改正前の基本方針に基づいて発生した繰越分は引き継ぐことができないということになっておりますので、今年については繰越分はなしという形でスタートするということになります。６の「例外的な状況による措置」以降については、後ほどお見通し願えればと思います。

次に７ページ水産庁から示されている採捕可能頭数についてご説明いたします。表にありますように、青森県の海区を含む日本海側がこれまでの 501 頭から 10 頭プラスの 511 頭、新たに根室海区として 31 頭が設定されています。根室海区分は国の基本方針とは別に、これまでは採捕実績に基づいて 15 頭を上限としてきましたので、実質的には 16 頭のプラスということになります。この水産庁からの通知を受けまして、次のページ資料の 8 ページにありますとおり、令和６年とど年度におけるとどの採捕について、令和６年８月７日付けで委員会指示について要請を行ったところでありまして、先ほどご説明したように、日本海側分 511 頭、道東側分 31 頭合わせた合計 542 頭を 1 の要請内容として、最高限度とさせていただいているところでございます。なお、日本海側の 511 頭には青森県の採捕分も含まれていますが、これは青森県で採捕がなかった場合、511 頭全てが北海道の採捕枠ということになりますので、それを含めた 542 頭を最高限度とさせていただいております。水産林務部としては、今日のご審議を経て委員会指示

が発出された際には採捕頭数の管理について適切に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。こちらからの説明は以上でございます。

工藤会長

ありがとうございました。次に行きますが、水産資源研究所から最近のとどに関する調査・研究についてご説明お願いいたします。

服部副部長

ただいま紹介預かりました水産資源研究所の服部と申します。連合海区漁業調整委員会に出席させていただくのは非常に久しぶりになっております。どうぞよろしくお願いいたします。資料は２－３になります。この資料をご覧ください。こちらに基づいてご紹介いたします。事務局の方から例年どおりとどの調査結果を紹介していただきたいとの依頼がありましたので、とどの分布状況の特徴などについて紹介いたします。この調査は、有害生物事業というもので既に皆さんご存知かと思われますけれども、水産庁の予算を原資として、水産業漁村活性化推進機構からの委託事業として行っております。ＪＶ参画機関としては当機構水産資源研究所、それから北海道の総合研究機構、それから北海道大学が加わっております。資料の上の方に、左側に事業内容ということで、各種調査を行っておりますけれども、本日の委員会ではその中の日本海沿岸域で実施しております航空機目視調査と、それから石狩湾で実施しております上陸場モニタリング調査の結果で、日本海の来遊状況を簡単にご紹介したいと思います。沿岸域の航空機目視調査というのは、2月から３月に来遊盛期における沿岸域の分布状況を把握するために行っております。こちらにつきましては、令和５年度、昨年度の調査結果をご報告するとともに、平成 22 年から令和５年度までの推移も併せてご報告いたします。上陸場モニタリング調査は、石狩湾の上陸場モニタリング調査につきましては、12 月から翌年５月にかけての季節的な上陸状況を把握するために行っている調査になります。こちらにつきましても、令和２年から５年度の推移についてご紹介させていただきます。同じページの下の方になります航空機目視調査、令和５年度の調査結果を示しております。実際に実施したのは今年３月の８日、14 日ということになります。

ただし、右側見ていただけますと、日本海の沿岸域を黒い線で示しているところを飛行しておりますけれども、今年度はちょっと雪雲の影響で礼文、利尻周辺海域は実施調査ができていないという状況です。赤い丸が発見域、それから発見規模というものを示しておりますけれども、特に、天売、焼尻から石狩の雄冬、送毛までの海域において発

見数は 485 頭という非常に多い発見が得られたというのが今年の特徴でした。このような天売、焼尻周辺と対岸の留萌北部で発見が多い状況というのは、今年で３年目で近年の特徴となっております。また、これは例年どおりですけれども、宗谷の弁天島を中心とした海域でも、上陸場を含め 777 頭の発見が得られております。こちらを合わせて見ますと、石狩川から北の海域ですね、道央から北側の海域に非常に偏って分布しているということがご覧になっていただけるかと思います。

資料は裏側に進みますと、裏側の上の方では平成 22 年から令和５年までの推移をまとめて示しております。約５年間ずつにデータをまとめておりまして、これを見ますと発見が多いところ、色が濃く示すようなメッシュの図ということになっております。色が真っ白なところは発見がなかったというところになりますけれど、まず①の平成 22 年から 25 年度は、分布が渡島半島、渡島南部の海域まで広がっているということがご覧になっていただけるかと思いますけれども、平成 26 年度から 30 年度までの②の期間においては、渡島半島周辺の分布色が薄くなっておりまして、石狩湾周辺も若干ですけども薄くなっている状況です。この頃には宗谷あたりに非常に濃い状況になっておりまして、かなり宗谷に集中していたような状況でした。それが近年の令和元年から５年度、一番右側の③の図になりますけれども、渡島半島での発見というのは、非常に少なくなったような状況ですけれども、石狩湾のあたりがまだ色が濃くなっており、さらに宗谷までの海域が連続的に色が濃くなっているかと思います。この期間というのは、石狩への集中が再び強まって、留萌から天売、焼尻島に多く分布しているような状況になってきております。

次に下に移りまして、石狩湾の道央周辺を上陸場モニタリング調査の結果です。右側の図ですけれども、直近の令和５年度の結果は赤色の線で、令和４年度は黒色の線、それから色が薄くなるたびに、令和３年度、令和２年度の結果ということになります。こちらを見ていただきますと、先ほど航空機調査で道央から北側に偏ってきた分布状況をお示しいたしましたけれども、石狩湾での上陸場でも雄冬岬を中心に、個体数が再び増加しているような状況が見られます。雄冬岬では、令和５年度は令和２年度の４倍を超える 310 頭が最大数というふうに観察されていまして、平成 25 年度が最も多い 362 頭が観察されましたけども、それ以来の 300 頭超えということになっております。また、送毛もですね、この期間、若干減少傾向にありましたけれども、令和５年度に関しましては若干増加しております。一方、小樽にあります祝津の上陸状況を見ますと、令和２年から令和４年までは減少しておりましたが、令和５年度は、一時的に 100 頭を超える観察があったというような状況です。このように石狩湾においては、雄冬岬を中心に個

体数が再び、やや増加しているような傾向になっておりまして、このような上陸状況ですとか、分布変化の要因分析が課題となっております。特にニシン等の餌生物の資源量、それから、駆除がどれだけの頻度で行われていて、それらがこれらの分布にどう影響しているかというような特徴把握も重要であるというふうに考えております。また、漁業被害額というのは全体、全道的に下がってきていると道庁さんの方からもご報告がありましたけれども、この海域の漁業者さん、漁業者さんの皆さんにとっては、とどを見る頻度というのは、今はおそらく上がっているでしょうから、ちょっと違和感を覚えるのではないかなと推察しております。このようなとどが集中して多く見られている海域における被害状況ですとか、被害対策等を重点的に考える必要が今後あるというふうに考えております。以上、ご清聴ありがとうございました。

工藤会長

ありがとうございました。最後に、事務局から「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示（案）について」を説明お願いいたします。

事務局長

それでは次に、本年度のとどの採捕に係る委員会指示（案）につきましてご説明させていただきます。先ほど、森林海洋環境課の方からも説明がありましたとおり、この委員会指示は道からの要請に基づきまして、とど被害防止を図る目的などから毎年、発動しているものであります。委員会指示の内容につきましては、昨年度から変わっているところがありませんので簡単に説明させて頂きます。初めに、資料１－３、Ａ４版横の「委員会指示の対照表」をご覧いただきたいと思います。下線を引いたカ所が変更カ所となりますが、ご覧のとおり委員会指示の発動日、採捕の期間、指示の有効期間の年度の変更以外は、昨年と同じ内容となっております。委員会指示の発動日につきましては、当委員会で決定されたのち、事務決裁を行いましてその決定日が入ることになります。この内容を反映しました本年度の委員会指示の全文については、資料１－１となりますので、ご覧いただきたいと思います。この委員会指示本文のうち一部について、ご説明させていただきます。初めに、２ページの第 15 の取扱要領の規定をご覧いただきたいと思います。承認の取扱につきましては、「とど採捕承認事務取扱要領」に定めるとされております。このため、１ページ目の第６、承認数の制限ではとどの採捕の承認数の最高限度を別に定めるとしております。２ページ目の第８の採捕数の制限につきましてもとどの採捕数の最高限度を別に定めるとしております。

それでは、とど採捕承認取扱要領をご覧いただきたいと思います。始めに資料１－４、Ａ４横版の資料となっております。第６の採捕数の制限ですが今年は 542 頭となっております。その他は、年月日の変更となっております。

続きまして、資料１－２の「とど採捕承認事務取扱要領」の本文をご覧願います。委員会指示第６の承認数の最高限度は、取扱要領の２ページ目の第５で定めております。承認数は、昨年度と同じ 111 件となっております。なお、昨年度の承認実績は 94 件となっております。また、委員会指示の第８の採捕頭数につきましては、取扱要領第６に記載しております 542 頭となっております。最後に、資料１－２の取扱要領３ページ以降に申請書等の様式を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。以上で、とどの採捕にかかる委員会指示（案）の説明を終わります。

工藤会長

一通りの説明が終わりましたので、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。なお、議事録作成の都合により、発言される委員におかれましては、事務局からマイクをお渡ししますので、マイクを使用して発言をしていただくようお願い申し上げます。それでは、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委　　員

（ありませんの声）

工藤会長

特に、ご意見等は無いようなので、原案のとおり委員会指示を発動することで決定して、よろしいでしょうか。

委　　員

（異議なしの声）

委　　員

はい、ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。続きまして、協議事項に移ります。「令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、「令７年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」ご説明させていただきます。資料は３－１及び３－２となっております。この要望につきましては、毎年、全国の各海区委員会が要望提案を行い、ブロックごとに要望事項を取りまとめ、所属するブロック会議で協議したのち、全漁調連に提案し、全漁調連の理事会、総会の議決を経て最終決定されております。その後、全漁調連の役員により、関係省庁などへ要請を行っておりますが、今年につきましては、７月 10 日に関係省庁への要請が実施されたところであります。また、北海道は東日本ブロックに所属しております。今年の東日本ブロック会議は事務局の愛知海区が現在、開催に向けた調整を行っており、10 月 31 日に愛知県での開催が予定されております。

それでは、要望事項の案につきましてご説明させていただきます。資料３－１につきましては、東日本ブロック会議の事務局から指定された様式となっており、要望に至った経緯と要望内容を記載しておりますが、この場での説明につきましては、資料３－２の参考資料を見ながらご説明させていただきます。それでは、資料３－２をご覧頂きたいと思います。左が、今年、中央要請した要望項目となり、二重線の下線部が昨年要望した当委員会の要望が反映された箇所となっております。右の欄は、今回、提案する令和７年度要望の案となっておりますのでご覧いただきたいと思います。まず、一つ目は、クロマグロ資源の適正利用についてであります。各委員もご存じのとおり、マグロの資源管理を協議するＷＣＰＦＣの北小委員会が先月、釧路市で開催されました。我が国は、この委員会で、漁獲枠の増枠を強力に働きかけた結果、令和７年から大型魚は現在の 50%、小型魚は 10%増やすことで合意されたところです。このため令和７年度に向けては、引き続き国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むとともに、国内配分については沿岸漁業に配慮した枠配分とするよう要望するものであります。また、提案の後段部分につきましても、継続要望となりますが、資源管理の取組に対応した支援制度の継続を要望するものであります。

二つ目は、公海におけるサンマ等の資源管理措置についてであります。こちらは低迷が続いている我が国周辺海域のサンマ資源に影響を及ぼしていると考えられる、公海における外国漁船のサンマの漁獲について、資源評価に見合う漁獲規制を要望するもので、本年４月に開催された国際会合では、公海における TAC を 15 万トンから 13.5 万トンに、日ロ両国は EEZ 内の漁獲量を 9 万トン以内に抑制することで合意したところですが、サンマ資源の回復に向けて、TAC のさらなる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう要望するものであります。

三つ目は、沿岸資源の適正な利用についてであります。国は改正漁業法に基づきましてTAC管理を基本とし、漁獲量に占めるTAC魚種の割合を８割とする目標と掲げているところですが、これまで提示された資源評価結果等が必ずしも現場の実態に即した内容となっておらず、特に、沿岸漁業は様々な魚種を多種多様な漁法で漁獲していることから、選択漁獲が困難など数量管理に多くの課題があり、本道漁業者等からは操業への影響を懸念する声が寄せられている状況にあります。このことから、新たな資源管理の取り進めについては、研究機関等の指導のもと関係漁業者が連携して実施している、自主的な資源管理の取組や意向を尊重し、本道漁業の実情を踏まえた管理手法が導入されるよう議論を尽くすよう要望するものであります。また、スケトウダラをはじめとするTAC魚種の資源評価や将来予測において、資源調査方法の見直しなど、改善と充実を図り、精度を高めるよう要望するものであります。更に、新たなTAC対象魚種の設定にあたっては、最善の科学を用いて資源評価や将来予測の精度を十分に高めた上で、関係漁業者等の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くすこととし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないことを求めるとともに、TAC管理を実際に開始する際には、断片的に生物学的な側面のみで資源管理目標や将来予測を一方的に決定することなく、対象魚種の漁業による利用実態、消費・流通上の特性を踏まえ、漁家経営が成立する産業としての持続性を考慮・反映したものとするよう昨年に引き続き要望するものであります。

次に四つ目となります。例年行われております地先沖合漁業を始めとする対ロ漁業の操業機会の確保のため、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援につきまして、昨年に引き続き要望するものであります。

最後の五つ目となりますが、遊漁と漁業の調整等についてであります。この関係につきましては、近年増加傾向にあります遊漁者による釣獲の状況や悪化しているマナーなどの改善について要望するものでありまして、沿岸域等の遊漁者のほか、プレジャーボート、遊漁船を利用する遊漁者などに対し、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し適確に管理する制度の創設、また、遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者・地元住民とのトラブルを防止するための枠組み構築、更に、利用者が増加傾向にありますミニボートについては、定期的な安全講習の義務化や航行区域の制限を初めとする安全航行のための制度創設、衝突防止のための反射板などの設置を義務化するなど、実効性のある対策を実施するよう昨年に引き続き要望するものであります。

要望事項の説明については以上でありますが、これら５件の要望につきましては、各海区からの要望を踏まえ、当連合海区で取りまとめたものとなっております。説明については以上であります。

工藤会長

はい。説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

原口委員

ロシア海域操業の件なのですが、今、安全操業が止まってしまっているのでここを強調したということは分かるのですけれども、やはり対日、この四つの漁業ということをちょっと分かりにくいんじゃないかと思います。四つの漁業協定に基づいて操業が行われていて、４種の漁業が行われているのではなくて、４漁業協定に基づいて行われているという意味というふうに私は理解しているのですけども。その中にあって、やはり日ロ地先沖合協定というのは基軸でありまして、日ロ漁業協定、日ロ地先沖合協定があって、それをベースに漁業協力協定があって、まあ、貝殻島コンブは民間になるわけですけども、無理にこの日ロ地先沖合協定を抜く意味がないんじゃないのかなと思うのですね。特に、去年もあの会長に要望させていただいて、あの実効していただいているのですけども、日ロ地先沖合漁業協定では、交渉の中で相互入合いがあって、三陸の漁業者が非常にブレーキになっていて、北海道の漁業協定をまとめ難くしている側面があるんです。ですから是非とも中央に行っていただいて、その東北、長い長い歴史の中の漁業協定であって、浮魚というのは増えたり下がったりするわけですけども、それに左右されて我々の地先沖合協定等々が中断してしまうというのは、非常にマイナスなので、その点も含めて是非とも地先沖合協定という文言を残していただいて、例えば文言としては、地先沖合漁業協定を始めロシアとの四つの漁業協定に基づき操業が行われているというような文章にしていただくと、続くのではないかなと思います。要望も含めて意見をさせていただきました。

事務局長

はい。ご意見ありがとうございます。事務局の方で今いただいたご意見を踏まえて、検討させていただきたいと思います。

工藤会長

よろしいでしょうか。

阿部委員

安全操業については、ロシアが政府間協議に応じないことにより出漁できない状況が続いているのだから、安全操業を前面に、また、ちょっと強めに訴えた方がよいのではないかと。ロシアにいいようにやられているのではないかと思います。

工藤会長

そのほか、委員の方から何かご質問ご意見ございませんか。

委　　員

（ありませんの声）

工藤会長

ご質問がないようなので、本件については当委員会からの全漁調連の要望事項として、東日本ブロック会議に提案することでよろしいでしょうか。

委　　員

（異議なしの声）

工藤会長

はい。それではそのように決定させていただきます

なお、要望事項については、今後、東日本ブロック会議や全漁調連の理事会等において審議されることとなりますが、要望事項としての採択の可否や文言修正が出てくることが考えられますので、その場合の対応については、私に一任いただくことでよろしいでしょうか。

委　　員

（異議なしの声）

工藤会長

この機会に何かご意見等はございませんか。

特に、無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の委員会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、水産研究・教育機構水産資源研究所、北海道水産林務部の皆様にも公務ご多忙の中、ご臨席を賜り適切なご説明やご指導をいただき厚くお礼を申し上げます。北海道でもまだ、残暑の厳しい日々が続きますが、委員の皆様には体調管理に十分にご留意願いたいと思います。また、浜ではこれから秋の盛漁期を迎えます。海難事故には、十分注意されますよう浜へのご指導をお願い申し上げます。これをもちまして、閉じさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

（１５時４０分終了）

以上、委員会の顛末を記録した事実に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和６年８月 31 日

北海道連合海区漁業調整委員会　　会　長　　工 藤　幸 博

議事録署名委員　　阿 部　国 雄

議事録署名委員　　高 松 美津枝